

事業者のみなさまへ

事業系廃棄物 排出事業者の手引き



○ 排出事業者の責務

廃棄物処理法上の事業者は、事務所、商店、飲食店、工場、旅館、ホテルなど規模の大小に関わらず営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院、社会福祉施設、教育施設、官公庁等の公共公益事業を営む者も含まれます。

排出事業者には、次のことが義務付けられています。(廃棄物処理法第3条)

- ◆事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する。
- ◆廃棄物の再生利用等により廃棄物の減量に努める。
- ◆廃棄物の適正処理が困難とならないよう製品等の開発・情報の提供に努める。
- ◆国及び地方公共団体の施策に協力する。

大和市環境管理センター

目 次

1	はじめに	1
2	廃棄物の判断	2
3	廃棄物の分類	3
	(1)廃棄物	3
	(2)再資源化(リサイクル)	3
	(3)事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分	4
	(4)特別管理産業廃棄物	6
4	廃棄物処理の流れ	7
5	事業系一般廃棄物	8
	(1)事業系一般廃棄物の保管	8
	(2)事業系一般廃棄物の処理委託	8
	(3)事業系一般廃棄物の自己運搬	9
6	産業廃棄物	10
	(1)産業廃棄物	10
	(2)産業廃棄物の保管基準	11
	(3)産業廃棄物の処理基準	11
	(4)産業廃棄物の委託基準	12
	(5)産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付	15
7	特別管理産業廃棄物	15
	(1)特別管理廃棄物の処理	15
	(2)特別管理産業廃棄物管理責任者の選任	15
	(3)特別管理産業廃棄物管理責任者の役割	15
	(4)帳簿の作成・保存	15
	(5)PCB 廃棄物に係る保管基準	16
8	プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再生資源化等	17
	(1)プラスチック使用製品廃棄物等	17
	(2)排出事業者の判断基準省令	17
9	排出事業者責任	19
	(1)排出事業者の責任	19
	(2)一般廃棄物の委託基準	19
10	行政処分・罰則	20
	(1)展開検査	20
	(2)不正行為	20

(3)不利益処分	20
(4)罰則	21
11 ごみ減量に向けた取組み	21
(1)3R の推進	21
(2)3R の具体例	22
(3)ごみ減量のメリット	22

(法令等)

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)
- 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例
 (平成4年大和市条例第26号)
- 大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱
 (平成15年告示第121号)

1 はじめに

大和市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指して、市民の日常生活の営みや事業所の事業活動により発生するごみ及び資源物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生処分等に努めています。

しかし、地球温暖化等の地球環境問題、石油等天然資源の埋蔵量の減少などから、廃棄物処理を取り巻く環境や市民の認識とニーズは変化しており、ごみの減量化・資源化のより一層の推進、清掃行政の効率化、市民へのきめ細かな対応等を図っていく必要があります。これらの課題に対し、市では社会情勢の変化とともに、市域内で排出されるごみ及び資源物の現状を捉え、安全で効率的な処理体制の確立を目指してごみ処理事業を展開しています。

このような中、環境管理センターに搬入される事業系一般廃棄物の中に、産業廃棄物や市域外の廃棄物が混入していることや、リサイクル可能な紙、プラスチック類などが多量に廃棄されていることが多く認められています。

特に、産業廃棄物は、それを発生させた事業者が最後まで責任をもって最終処分又は再生しなければならず、この責任は処理業者に処理を委託しても免じられるものではありません。廃棄物の適正処理や減量を推進するため、廃棄物を排出する事業者（排出事業者）の廃棄物処理法の遵守や積極的なリサイクルをお願いいたします。

《排出事業者指導》

市が実施する搬入物の展開検査で許可条件以外の搬入が認められた場合、排出事業者に対して、次の啓発指導を行います。

- ① 廃棄物の排出状況の確認
 - ・分別状況の確認
 - ・保管場所の確認・表示指導
- ② 産業廃棄物や資源物排出の事実確認
- ③ 処理方法の現状の確認
- ④ 排出事業者責任の指導
- ⑤ 廃棄物の減量・適正処理の指導
- ⑥ 産業廃棄物処理委託契約の確認

2 廃棄物の判断

廃棄物処理法第2条で、「廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）という。」と定義されています。

なお、以下のものは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではありません。

- ① 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ② 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であつて当該漁業活動を行った現場付近で排出したもの
- ③ 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
- ④ 工場や自動車の排ガス等気体状のもの
- ⑤ 再資源化できるもの（有価物）

《廃棄物に該当するかの判断》

物が不要になると、乱暴に扱われたり、不法投棄されるなど環境に悪影響を与える可能性を有していることから、廃棄物処理法により適切に管理する必要があります。

その物が、廃棄物に当たるか否かは、次の5つの要素を総合的にみて判断します。

【廃棄物に該当するかを判断する5つの要素】

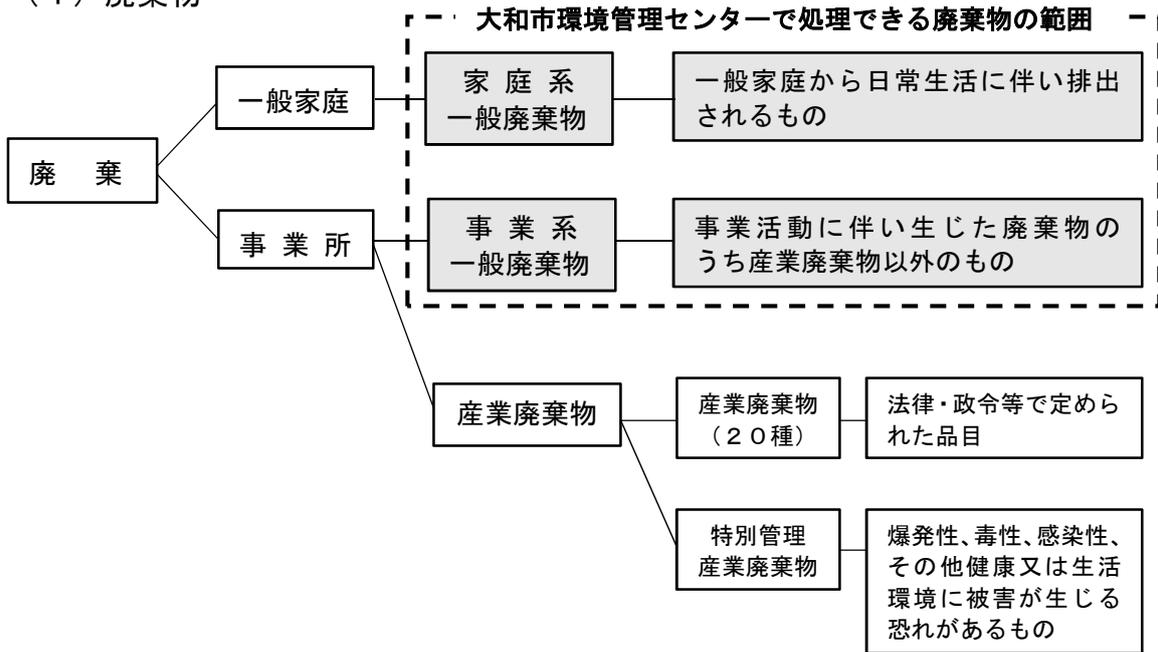
物の性状	利用用途に要求される品質を満足しておらず、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのあるもの。
排出の状況	需要に沿って計画的に排出され、適切な保管や品質管理がなされていないもの。
通常の出扱の形態	製品としての市場が形成されておらず、廃棄物として処理されている事例が通常認められるもの。
取引価値の有無	有償譲渡がなされておらず、かつ、客観的に取引に経済的合理性がないもの。また、処理料金に相当する金品の授受があり、有償譲渡の相手方以外の者にも有償譲渡の実績が認められないもの。
占有者の意思	客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として適切に利用若しくは他人に有償譲渡する意思が認められないものまたは放置若しくは処分が認められるもの。

※ 廃棄物とは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであつて、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではありません。

3 廃棄物の分類

廃棄物は、一般家庭から排出される廃棄物と事業活動から排出される廃棄物に区分され、事業活動から排出される廃棄物は、「産業廃棄物」と産業廃棄物以外の「事業系一般廃棄物」とに区分されます。

(1) 廃棄物



(2) 再資源化（リサイクル）

事業所から多量排出される廃棄物等のなかには、再資源化できる物が多くあります。次の物は、再資源化可能な主な物です。

- 新聞紙：折り込みチラシを含む。
- 雑誌：カタログ、パンフレット、週刊誌、専門誌、教科書等
- 段ボール：粘着テープ、カーボン紙（宅配伝票等）は剥がしてください。
- O A 紙：コピー用紙等
- その他：古紙、紙パック、廃食用油、衣類、小型家電、インクカートリッジ等

上記の他にも業種により多量排出する廃棄物等で再資源化できる物もありますので、一般廃棄物収集運搬業許可業者や資源再生業者（リサイクル業者）にお問合せください。

(3) 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分 (法第2条第4項、施行令第2条)

種 類	対象の具体例	対象となる排出事業所	区 分	
			一廃	産廃
燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物(すす)等	全事業所(浴場、焼肉店、事務所等)		●
	産業廃棄物の木くず、カンナくず等を焼却して出る燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
汚泥	排水処理や各種製造工程で生ずる泥状の物	全事業所(工場、飲食店、旅館等)		●
廃油	エンジン油などの鉱物性油、溶剤等	全事業所(ガソリンスタンド、塗装業等)		●
廃酸	酸性の廃液を含むもので写真定着液 アルコール発酵廃液等	全事業所(写真現像所、食品製造業等)		●
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイ等	全事業所		●
	飲食店等で客に提供したプラ容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー、パチンコ店等		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当等のプラ製容器包装、プラ製品、ビニール袋、包装材、発泡トレイ、ペットボトル等	会社事務所等	●	
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		●
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品等	会社事務所等	●	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスびん	会社事務所等	●	
鉱さい	炉の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		●

種 類	対象の具体例	対象となる排出事業所	区 分	
			一廃	産廃
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●
ばいじん	ばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●
産業廃棄物を処分するために処理したもの	コンクリート固化物等	廃棄物処理施設等		●
紙くず	包装材、段ボール、壁紙等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		●
	新聞紙、雑誌、段ボール、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙等	会社事務所、スーパー、飲食店等	●	
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		●
	木製机、テーブル、椅子、梱包材等	会社事務所、飲食店等	●	
		物品賃貸業に係る廃木製品		●
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
	測量杭・測量ポール	測量業	●	
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業	●	
	間伐材	育林業	●	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		●
木製パレット（パレットに固定された木製の構築物を含む）	全事業所		●	
繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業		●
		繊維製品製造業	●	
	合成繊維くずは廃プラスチック類	繊維製品製造業、製糸業、紡績業		●
布製の衣類、布団、座布団等		●		

種 類	対象の具体例	対象となる排出事業所	区 分	
			一 廃	産 廃
動植物性残さ (生ごみ)	魚、獣の骨、内蔵のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業 めん類製造業、精穀・製粉業 豆腐製造業等		●
		卸売市場、飲食店、スーパー 精肉店、小売店、ホテル等	●	
	消費期限切れの製品くず	卸売市場、飲食店、スーパー 精肉店、小売店、ホテル等	●	
動植物性固形 不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		●
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等の ふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業 養鶏業等		●
	ペット、動物園等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院、動物 園等	●	
動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等の 死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業 養鶏業等		●
	ペット、動物園等の動物の死体	ペットショップ、犬猫病院、動物 園等	●	

※ ●印がついた区分が該当します。

(4) 特別管理産業廃棄物

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「特別管理廃棄物」という。）として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物より厳しい規制を行っています。

【特別管理産業廃棄物の種類と例】（法第2条第5項、施行令第2条の4）

種 類	具 体 例
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸	pH 2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ	pH 12.5以上のアルカリ性廃液
感染性 産業廃棄物	感染性のおそれのある産業廃棄物(廃プラスチック、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず等)
特定有害 産業廃棄物	廃PCB等、PCB汚染物、廃石綿等、その他特定施設において生じたものであって、政令に定める有害物質を、基準値を超えて含むもの

4 廃棄物処理の流れ

事業活動から排出される廃棄物（ごみ）は、すべて事業系廃棄物となります。事務所等から出る紙くず類、パンフレット、チラシ、木製の家具・事務用品、事務所等の維持管理で出た剪定枝、落ち葉、刈草やスーパー、飲食店の食べ残し、売れ残り、調理残渣は、事業系一般廃棄物として分類されます。

また、従業員の弁当の食べ残しやお茶がらを事業所で集めて処分する場合も同様です。なかには、「これくらいの少量なら大丈夫。」「家庭ごみと同じだから大丈夫。」という考えで、事業系廃棄物と判断されていないケースも少なくありません。

排出事業者は、ごみの種類や量に係わらず事業活動に伴って生じたすべての廃棄物を適正に処理（収集運搬、処分）する義務があり、自分で処理できない場合は、廃棄物処理法に基づく収集運搬や処分の許可を受けた者に、廃棄物の処理を委託しなければなりません。

なお、事業活動に伴って排出する事業系一般廃棄物は、「ごみ」、「資源」それぞれ下表の①から③いずれかの方法で適正処理を行ってください。

《事業系一般廃棄物の処理方法》

ごみ	①	大和市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託料を支払って処理を依頼する。								
	②	自ら環境管理センターに持ち込み処理手数料を支払う。 ※ 処理手数料は、10kgまで毎に200円								
	③	<p>一回の収集日に2袋（最大450の袋2つ）までの排出量であれば、事前登録のうえ、「大和市事業系一般廃棄物指定収集袋」（緑色）で出すことが可能です。</p> <p style="text-align: right;">事業系ごみ袋の価格（1組10枚）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100袋</td> <td style="text-align: center;">1組</td> <td style="text-align: center;">640円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200袋</td> <td style="text-align: center;">1組</td> <td style="text-align: center;">1,280円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">450袋</td> <td style="text-align: center;">1組</td> <td style="text-align: center;">2,880円</td> </tr> </tbody> </table> <p>問い合わせ先： 大和市環境管理センター 廃棄物対策課 TEL 046-269-7343</p>	100袋	1組	640円	200袋	1組	1,280円	450袋	1組
100袋	1組	640円								
200袋	1組	1,280円								
450袋	1組	2,880円								
資源	①	資源回収業者に委託料を支払って処理を依頼する。								
	②	専門の資源問屋へ運搬して処理料金を支払う。								
	③	<p>紙製資源と空き缶、空き瓶類は、車を使わず1人2往復までの少量であれば、地域のリサイクルステーションに出すことも可能です。</p> <p>※ 排出量が多い場合やプラスチック類（ペットボトル・容器包装プラスチック等）は、専門業者に委託してください。</p>								

5 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。

※ プラスチック類は、原則、産業廃棄物です。

従業員が昼食など個人的飲食のために、事業所内で弁当空き箱、袋、ペットボトル等を事業所が収集して処分する場合は事業系一般廃棄物として扱っています。また、従業員が個人的飲食のための容器等を自宅に持ち帰り、自宅で処分する場合は家庭系一般廃棄物（家庭ごみ）となります。

※ 布類（作業着、のぼり旗等）は、合成繊維でできているものは廃プラスチックとして産業廃棄物になります。

（１）一般廃棄物の保管

- ・「事業系一般廃棄物保管場所」である旨を表示することが望ましい。
- ・管理者の氏名（名称）、連絡先の記載した掲示板を、見やすい位置に掲示する。
- ・廃棄物の種類（カン、ビン、ペットボトル、紙類、布類その他排出物）を表示する。
- ・保管場所の周囲に囲いの設置すること。
- ・廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭を防止する。
- ・ねずみ、蚊、ハエその他害虫の発生を防止する。

※必要により、廃棄物を保管するための蓋付ポリ容器や、カラス除けネット等を適正に使用してください。

（２）一般廃棄物の処理委託

事業系一般廃棄物の事業許可には、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業があり、処理委託する場合には、運搬または処分、若しくは再生が、その事業の範囲に含まれる大和市長の許可を受けた者に委託しなければなりません。

また、事業系一般廃棄物は、廃棄物を排出する市町村の区域内処理が原則です。

※事業の範囲とは・・・

収集運搬業の場合は、取り扱う廃棄物の種類と事業の区分をいい、事業区分は積替保管の有無で判断します。

処分業の場合は、取り扱う廃棄物の種類と事業の区分をいい、事業区分は焼却、破砕などの中間処分の種類、埋立てなどの最終処分の種類で判断します。

●排出の段階で資源化できるものを分別し、減量・資源化に努めましょう。

●産業廃棄物と混在しないよう保管施設を個々に設置することが望ましいですが、同じ建物内に保管する場合は、仕切りを設置し、表示板で種類を明示するなど、従業員や収集運搬業者等が分かりやすい保管に努めましょう。

本市では、事業系一般廃棄物適正処理のため許可車両への「大和市一般廃棄物収集運搬許可車両」表示と、許可証（写し）の携帯を義務付けています。

《許可車両の表示》

大和市一般廃棄物収集運搬許可車両

※ 幅 20～30 cm、全体長 1.0～1.5mとし、車両の両側面に表示すること。

※ 大和市域以外の収集運搬時には、上記の表示をしないこと。

(3) 一般廃棄物の自己運搬

「事業系一般廃棄物」を、排出事業者自らが環境管理センターに搬入する場合は以下のとおりです。

なお、環境管理センターでは処理できない廃棄物がありますので、不明な場合はあらかじめ搬入の可否を確認してください。

《一般廃棄物》

大和市環境管理センター施設課（草柳 3-12-1） TEL 046-269-1522

【手 数 料】 10 kgまでごとに 200 円

【搬入受付時間】 午前 8:30 ～ 11:30 午後 1:00 ～ 4:00

【休 業 日】 土・日曜日、祝日、年末年始など

《資 源》

柳橋エコセンター（柳橋 5-13-9） TEL 046-269-9905

【手 数 料】 無料

【搬入受付時間】 午後 1:00 ～ 5:00

【休 業 日】 土・日曜日、毎月 29・30・31 日、年末年始など

- ① 大和市内の事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物に限ります。
- ② 事業活動に伴い排出されるごみのうち「産業廃棄物」は搬入できません。また、事業系のごみを「家庭ごみ」として搬入してはいけません。
- ③ 産業廃棄物の混入防止や資源物の再生利用の働きかけを目的に、搬入物検査（搬入された廃棄物の展開検査）を不定期に実施し、分別状況の確認を行っています。
- ④ 次の場合は搬入することができません。ごみを持ち帰りいただき、指摘事項について改めていただく必要があります。
 - (1) 分別されていないゴミが多量にあるとき
 - (2) 不適正なゴミがあるとき
 - (3) 不適正な行為が認められるとき 等

6 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じたごみのうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた20種類の品目を産業廃棄物とといいます。代表的なものは下表のとおりです。

詳細は4ページの《事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分》をご確認ください。

品目	例示
廃プラスチック	あらゆる事業活動に伴って発生するプラスチック製品全般 プラスチック容器、発砲スチロール、緩衝材、包装材、シート類、合成繊維が主の作業着・手袋・帽子、靴、長靴、布など 事務用品などの文房具、クリアファイル、ラミネート加工のポップ類等 農業用ビニール、固形状の廃塗料、合成樹脂、合成ゴム類、廃タイヤ等 固形状及び液状の合成高分子系化合物等
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
金属くず	あらゆる事業活動に伴って発生する金属類全般 鉄くず、空き缶、スクラップ、金属研磨・切削くず、機械・器具部品、針金、事務用品（はさみ、クリップ、安全ピン等）、刃物、スプレー缶、一斗缶、スチール家具、自動車部品等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器類	あらゆる事業活動に伴って発生するガラス、陶磁器及びがれき類以外のコンクリート ビン、茶碗、ガラス容器、耐火レンガ、石膏ボード、蛍光管、液晶パネル等
がれき類	工作物の解体、改築、新築に伴って発生したコンクリート殻、アスファルト殻等
紙くず	建設業に係る紙くずのうち工作物の新築、改築、除去に伴って発生したもの 印刷くず、製本くず等
木くず	建設業に係る木くずのうち工作物の新築、改築、除去に伴って発生したもの 貨物流通で使用した木製パレット、木製品製造業に係るもの等
繊維くず	建設業に係る繊維くずのうち工作物の新築、改築、除去に伴って発生したもの 繊維工業の木綿・羊毛・麻くず等
動植物性残渣	食料品、医薬品、香料製造業の魚、乳製品、肉くず、果実の皮・種、薬草かす等
動物のふん尿・死体	畜産業の牛、豚、鶏、馬、羊などの糞尿及び死体

※区分がわからないものは、産業廃棄物許可業者または廃棄物対策課までお問い合わせください。

(2) 産業廃棄物の保管基準（廃棄物処理法施行規則第8条）

産業廃棄物を自ら処理する場合、又は許可業者に処理を委託する場合であっても、産業廃棄物が運搬されるまでの間は、保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭飛散等が生じないように以下の基準を遵守し保管しなければなりません。

- ・ 保管場所の周囲に囲いの設置
- ・ 産業廃棄物保管場所である旨の掲示板（縦・横60cm以上）の設置

《掲示板について》

※記載事項… 保管する産業廃棄物の種類（20種のうち該当するもの）

保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

屋外で容器を用いず山積み保管する場合の最大保管高さ

※掲示板は、見やすい箇所に掲示してください。

- ・ 廃棄物の飛散、流出、地下への浸透、悪臭の防止
- ・ ねずみ、蚊、ハエその他害虫の発生防止
- ・ 石綿含有廃棄物の保管は他の廃棄物と混合しないよう仕切りを設置、覆い・梱包など飛散防止の措置
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物の保管は、他の廃棄物と混合しないよう仕切りを設置

(3) 産業廃棄物の処理基準（廃棄物処理法施行令第6条）

① 収集・運搬基準

産業廃棄物を自らが処理施設等に運搬する場合は、産業廃棄物処理基準を遵守しなければなりません。

- ・ 産業廃棄物の飛散、流出の防止
- ・ 悪臭、騒音、振動に対する措置
- ・ 紙マニフェストまたは以下の事項を記載した書面を運搬車両に備え付ける。
 - a) 住所及び氏名又は名称
 - b) 廃棄物の種類及び数量
 - c) 積載した日並びに積載した事業場の名称・所在地・連絡先

※ 電子マニフェスト使用時は、上記情報をすぐに確認できるようにする。

- ・ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の破碎防止、他の物との混合防止
- ・ 運搬車の車体の両側に、産業廃棄物の運搬車である旨、氏名又は名称の表示

《運搬車の表示例》

自己運搬の場合

産業廃棄物収集運搬車

〇〇〇〇株式会社

委託業者による運搬の場合

産業廃棄物収集運搬車

〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇1号

留意事項

- ・ 両側面の見やすい位置に表示すること
- ・ 鮮明で識別しやすい色の文字であること
- ・ 個人事業者は個人名を表示すること
(社名のみは不可)

産業廃棄物収集運搬車：約 5cm 以上

排出事業者名及び許可番号：約 3cm以上

② 中間処理基準

- ・ 廃棄物の飛散、流出の防止、悪臭、騒音、振動への必要な措置
- ・ 処分のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上必要な措置
- ・ 焼却する場合は、焼却設備の構造、焼却方法の基準遵守
- ・ 石綿含有、水銀含有等の産業廃棄物については、環境大臣が別に定める方法で適正に処分する。

③ 処分のための保管基準

- ・ 保管の場所、保管することができる数量を表示
- ・ 適正な処分または再生を行うために認められる期間を超えて保管しない。
- ・ 保管する数量が1日あたりの処理能力の14日分を超えない。

ただし、建設業から発生する廃棄物は以下のとおり

分別された木くず、がれき類：28日分

アスファルト破片：70日分

事業場外保管場の届出（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項、同法規則第8条の2～第8条の2の3）

排出事業者は、その事業活動に伴い発生する建設系産業廃棄物を生ずる事業場外の保管場（保管の用に供する面積として300㎡以上のもの）において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、非常災害のための必要な応急処置として行う場合を除き事前に届け出なければならない。

④ 自己処分

産業廃棄物を自ら処分する場合も、許可業者と同様の基準の遵守が必要です。

（４） 産業廃棄物の委託基準

① 産業廃棄物の委託基準

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、次の委託基準を遵守するとともに、最終処分が終了するまでの処理が適正に行なわれるために必要な措置を講じなければなりません。

- ・ 他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生をできる者であつて、運搬または処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれている者に委託すること。
- ・ 委託契約は書面により行なうこと。（廃棄物処理法施行令第6条の2第4項）
※運搬と処分は、それぞれ契約すること。
- ・ 委託契約書及び書面を契約終了日から5年間保管すること。

② 産業廃棄物の処理の委託

産業廃棄物の業許可には、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業、（特別管理）産業廃棄物処分業があり、処理を委託する場合には次のことに注意してください。

- ・ 処分を委託する場合は、処理施設の所在する自治体の産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に委託しなければなりません。

- ・ 収集運搬を委託する場合は、神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者であって、運搬先の自治体の同許可を受けた業者に委託しなければなりません。神奈川県ホームページでは、県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者名簿を掲載しています。条件や料金など各業者で異なりますので、事前にご確認ください。

- 許可証の有効期限、許可品目等を確認する。
- 処分を委託する産業廃棄物の種類、処分方法等が許可されているか確認する。
- 排出事業所の所在地と処分地を所管する自治体の収集運搬許可を有しているか確認する。
- 複数業者から見積書を取り、「適正な処理か。」、「適正な料金か。」を検討する。

《添付書類》

- ・ 運搬委託契約：産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し等
- ・ 処分委託契約：産業廃棄物処分業の許可証の写し等

※契約期間中に受託者が許可の更新をした場合は、更新した許可書の写しを添付して下さい。

③ 委託契約書の記載事項

廃棄物処理法施行令第6条の2第4号に規定されている契約書に記載すべき事項は次のとおりです。

《記載事項一覧》

番号	運搬委託契約書	処分委託契約書
(1)	産業廃棄物の種類および数量	産業廃棄物の種類および数量
(2)	運搬の最終目的地の所在地	不要
(3)	不要	処分または再生場所の所在地、方法、処分または再生に係る処理能力
(4)	不要	最終処分の場所の所在地、方法、最終処分に係る施設の処理能力（中間処理委託の場合のみ）
(5)	委託契約の有効期間	委託契約の有効期間
(6)	委託者が受託者に支払う料金	委託者が受託者に支払う料金
(7)	受託者の事業の範囲（積替えの有無および産業廃棄物の種類）	受託者の事業の範囲（中間処理か最終処分かの区分、破碎・焼却等の処理方法、産業廃棄物の種類）
(8)	積替または保管場所の所在地、その場所で保管できる産業廃棄物の種類および保管上限（積替または保管を行う場合のみ）	

(9)	他の廃棄物との混合の許否等に関する事項（安定型産業廃棄物の積替または保管を行う場合のみ）	不要
(10)	<p>委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の事項に関する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該産業廃棄物の性状および荷姿に関する事項 2. 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項 3. 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 4. 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃パソコン ・ 廃ユニット型エアコン ・ 廃テレビ ・ 廃電子レンジ ・ 廃衣類乾燥機 ・ 廃電気冷蔵庫 ・ 廃電気洗濯機 5. 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨 6. その他当該産業を取り扱う際に注意すべき事項 	<p>委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の事項に関する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該産業廃棄物の性状および荷姿に関する事項 2. 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項 3. 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 4. 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃パソコン ・ 廃ユニット型エアコン ・ 廃テレビ ・ 廃電子レンジ ・ 廃衣類乾燥機 ・ 廃電気冷蔵庫 ・ 廃電気洗濯機 5. 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨 6. その他当該産業を取り扱う際に注意すべき事項
(11)	委託契約期間中に前号の記載内容に変更があった場合の伝達方法	委託契約期間中に前号の記載内容に変更があった場合の伝達方法
(12)	受託終了時の委託者への報告に関する事項	受託終了時の委託者への報告に関する事項
(13)	委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項	委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

(5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、排出事業者に交付が義務付けられているもので、収集・運搬又は処分業者に委託した（特別管理）産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止等、適正な処理を確保することを目的としています。

マニフェストには、7枚綴りの紙マニフェストとインターネットを利用した電子マニフェストがあり、現在は電子マニフェストの普及が進んでいます。

7 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物又は一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」となります。〔法第2条第3項・第5項〕

(1) 特別管理廃棄物の処理

特別産業廃棄物は、排出者責任の原則に基づき、排出事業者が処理責任を負います。排出事業者は、自ら特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理を行うか、特別管理産業廃棄物の許可業者に運搬または処分を委託しなければなりません。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任しなければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者となるには、施行規則で定める資格が必要です。〔法第12条の2第9項、施行規則第8条の17〕

(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割

特別管理産業廃棄物管理責任者の果たすべき役割は、責任者が置かれた事業場における特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を廃棄物処理法に基づき適正に遂行することであり、例えば、次のような役割が考えられます。

- ・ 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握
- ・ 特別管理産業廃棄物処理計画の立案
- ・ 適正な処理の確保（保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、マニフェストの交付、保管等）

(4) 帳簿の作成・保存

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生じる事業者は、必要な事項を記載した帳簿を作成し、1年毎に閉鎖するとともに、閉鎖後5年間保存しなければなりません。帳簿の記載事項は次のとおりです。

《運搬》

- ① 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称、所在地
- ② 運搬年月日
- ③ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- ④ 積替えまたは保管を行った場合、積替えまたは保管場所ごとの搬出量

《処分》

- ① 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称、所在地
- ② 処分年月日
- ③ 処分方法ごとの処分量
- ④ 埋立処分を除く、処分後の廃棄物持出先ごとの持出量

(5) PCB廃棄物に係る保管基準

PCB廃棄物は、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物保管基準に従い保管する必要があります。主な基準は次のとおりです。〔廃棄物処理法第12条の2第2項、施行規則第8条の13〕

- ・ 囲いが設けられていること
- ・ 掲示板が設けられていること（縦・横60cm以上の掲示板）

特別保管産業廃棄物保管施設	
廃棄物の種類	PCB廃棄物
管理者の氏名または 名称及び連絡先	株式会社△△ □□□課 〇〇市〇〇◇◇-〇〇 電話 ×××-×××-××××
最大保管高さ	—
最大管理量	—

- ・ 飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発散しないための措置
- ・ 他の物が混入しないための仕切り等が設けられていること
- ・ 高温にさらされないための措置（密封容器等）
- ・ 腐食防止のための措置

～不正保管の例～

PCB廃棄物の保管中に廃棄物を紛失したり、PCB含有絶縁油が漏えいする事案が発生しています。紛失や漏えいは法違反となるほか、紛失した場合は捜索のため、絶縁油漏えいの場合は汚染調査及び対策のため多大な費用と時間が発生することになります。

保管事業者等は、廃棄物処理法及びPCB特別措置法により適正処理の責務がありますので、保管期間中についても適正な管理をしてください。万一、PCB廃棄物から絶縁油の漏えい等が発生した場合は、速やかに県央地域県政総合センターまで通報してください。

連絡先：県央地域県政総合センター環境部環境調整課 046-224-1111（代表）

8 プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再生資源化等

排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等を適正に処理する責任を有していますが、加えて、一層のプラスチックの資源循環の促進のため、積極的なプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等が求められています。

具体的には、「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令」（排出事業者の判断基準省令）に基づく排出抑制・再資源化等の取組が求められます。

この取組は、小規模企業者等を除き、全ての排出事業者に求められます。

※小規模企業者等は、主に次のとおりです。

- ・従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種を行う会社・組合等
- ・従業員の数が5人以下の、商業又はサービス業の業種を行う会社・組合等

(1) プラスチック使用製品産業廃棄物等

《プラスチック使用製品産業廃棄物等とは》

- ・プラスチック使用製品廃棄物のうち廃棄物処理法で規定された産業廃棄物に該当するもの
- ・プラスチック副産物（製品の製造、加工、修理又は販売その他の事業活動に伴い副次的に得られるプラスチック）

《産業廃棄物とは》

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物であり、廃棄物処理法で規定された20種類の廃棄物（廃プラスチック類等）

このため、事業活動に伴って排出されたプラスチック使用製品であれば、プラスチック使用製品産業廃棄物等に該当します。

具体的には、例えば一般的な事務所であっても事業活動に伴って生じるボールペンやクリアファイル、バインダー等もプラスチック使用製品産業廃棄物等の対象となります。また、工場や店舗では、事業活動に伴って生じるプラスチック製の端材や緩衝材等も対象となります。

(2) 排出事業者の判断基準省令

① 排出抑制・再資源化等の実施の原則

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制及び再資源化等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、事業活動で使用するプラスチック使用製品の安全性や機能性等の必要な事情に配慮した上で可能な限り

- ① 排出を抑制すること
- ② 適切に分別して排出すること
- ③ 再資源化を実施することができるものは再資源化を実施すること

④再資源化を実施することができないものであって、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと。

再資源化等を適正に実施することができる者に委託すること。また、委託する場合であっても、再資源化を実施することができない場合に、熱回収を適正に行うことができる者に委託すること。

② 排出の抑制にあたって排出事業者が行う取り組み

《判断基準②に関する取組》

- 1.プラスチック使用製品の製造、加工又は修理の過程において、次のような排出の抑制を促進する取組を行うこと。
 - ・原材料の使用の合理化を行うこと
 - ・端材の発生を抑制すること
 - ・端材やプラスチック使用製品の試作品を原材料として使用すること
- 2.流通又は販売の過程において使用するプラスチック製の包装材について、次のような排出の抑制を促進する取組を行うこと。
 - ・簡素な包装を推進すること
 - ・プラスチックに代替する素材を活用すること
- 3.その事業活動において使用するプラスチック使用製品について、次のような排出の抑制を促進する取組を行うこと。
 - ・なるべく長期間使用すること
 - ・過剰な使用を抑制すること
 - ・部品又は原材料の種類について工夫されたプラスチック使用製品を使用すること

③ 再資源化にあたって排出事業者が行う取り組み

《判断基準③及び④に関する取組》

- ・リチウムイオン蓄電池を使用する機器といった、再資源化等を著しく阻害するおそれのあるものの混入を防止すること。
- ・周辺地域に再資源化を適正に実施することができる者が存在しない場合や、廃棄物に感染性病原体が付着しているおそれがある場合といった、再資源化を実施することができない場合において、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと。
- ・自ら熱回収を行う場合、可能な限り効率性の高い熱回収を行うこと。
- ・熱回収を委託する場合、可能な限り効率性の高い熱回収を行う者を選定すること。
- ・廃棄物の飛散や流出といった、生活環境の保全上の支障が生じないよう措置を講ずること。

9 排出事業者責任

事業系廃棄物処理の責任は、排出事業者にあります。

排出事業者は、「大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（第4条）」において、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において、適正に処理することが義務付けられています。

さらに、同条例4条第2項にも規定があり、廃棄物の減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する本市の施策について、積極的に協力することが定められています。

排出事業者とは？



病院



旅館



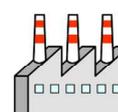
商店・飲食店



学校



官公署



工場

事務所・商店・飲食店・工場・ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく病院・学校・官公署・社会福祉施設等公共サービス等を営む者も含まれます。

～自宅に店舗や事務所がある場合（店舗併用住宅）～

- 家庭から出た生活系ごみと、事業活動から出た事業系ごみに分別してください。
- 生活系ごみは市で収集しますので、家庭系ごみの有料指定ごみ袋で指定の収集日に出してください。
- 事業系ごみは、原則、市で収集しませんので、排出事業者自らが処理してください。

（1）排出事業者の責任

排出事業者が廃棄物処理を他人に委託することは認められていますが、その廃棄物について発生から処分終了まで適正に処理されるよう監視、監督し、必要があれば適切な措置をとって排出事業者が処理責任を負わなければなりません。

（2）一般廃棄物の委託基準

排出事業者が一般廃棄物の処理委託を行う場合の委託基準は、次のとおりです。

- ① 他人の一般廃棄物の運搬または処分若しくは再生を業として行うことができる者であること。（大和市一般廃棄物収集運搬業許可証を得ているか確認して下さい。）
- ② 排出事業者が委託しようとする一般廃棄物の運搬または処分若しくは再生が、その事業の範囲に含まれること。（ごみの種類・量・作業内容について、適切に業務を行えるか確認して下さい。）

10 行政処分・罰則

環境管理センターに事業系一般廃棄物を搬入する搬入業者に対し、廃棄物の適正処理および生活環境の保全を目的に検査を実施し、指導や行政処分を行います。

(1) 展開検査

事業系一般廃棄物の搬入車両に対し、随時展開検査を行い不正行為が発覚したときは、その搬入業者の許可取消しなどの不利益処分を行います。

(2) 不正行為

不利益処分の基準となる不正行為は、次のとおりです。

- ① 資源物の混入
- ② 市域外の廃棄物の混入
- ③ 産業廃棄物の混入
- ④ 適正処理困難物の混入
- ⑤ 医療系廃棄物の混入
- ⑥ その他の違反

※その他の違反…施設の維持管理上必要と認められる違反、生活環境の保全上必要と認められる違反、許可申請書の記載内容・許可条件と相違が認められる違反(許可車両の非表示等)、その他必要と認められる違反等。

(3) 不利益処分

不利益処分の基準となる不正行為が発覚したとき、その搬入業者に対し、許可取消し等の不利益処分を行います。

《不利益処分の基準》 大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱

違反数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目以降
資源物混入	指示書	1日	3日	5日	7日	10日	15日	20日	25日	30日
市域外廃棄物混入	指示書	1日	3日	5日	10日	15日	20日	25日	30日	許可取消
産業廃棄物混入	指示書	3日	5日	10日	15日	20日	25日	30日	許可取消	
適正処理困難物混入	指示書	3日	5日	10日	15日	20日	25日	30日	許可取消	
医療系廃棄物混入	指示書	3日	5日	10日	15日	20日	30日	許可取消		
その他違反	指示書	1日	3日	5日	7日	10日	15日	20日	25日	30日

※ 表中の日数は環境管理センターへの廃棄物搬入停止期間を示す。

※ 違反数は不正行為が行われた日の5年前から起算する。

(4) 罰則

廃棄物処理法における罰則は、許可業者だけではなく排出事業者にも適用されます。

その罰則は非常に重く、違反者は社会的、経済的に大きな損失を受けることとなりますので、排出事業者が許可業者に委託する場合には、廃棄物の処理状況を把握し、最後まで適正に処理されているか確認しなければなりません。

～ 不法投棄による罰則 ～

- 事業系の廃棄物を家庭の集積場所に排出する行為は、不法投棄にあたり、違反者には5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金、又はこれを併科されます。
- 産業廃棄物を環境管理センター又は一般廃棄物処理業者に排出した場合は、不法投棄として罰せられる場合があります。

違反内容	罰 則	法 令
廃棄物の不法投棄した者	5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金または併科	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号及び第2項
法人の業務に関し廃棄物の不法投棄をした場合	法人に3億円以下の罰金刑(未遂含む)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1項
不法投棄を目的に廃棄物を収集、運搬した者	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金または併科	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第26条第6項

11 ごみ減量に向けた取組み

ごみを減量しリサイクルを推進することは、環境負荷の低減に繋がるだけでなく、事業者にとっても多くのメリットがあります。

(1) 3Rの推進

ごみの減量には3R(発生抑制、再使用、再生利用)の順番で取り組みましょう。

① 発生抑制 (Reduce : リデュース)

物を大切に使い、ごみの排出量を抑えましょう。

特に紙類の使用は必要最低限にしましょう。

生ごみは発生量を減らした上で、水切りを徹底しましょう。

② 再使用 (Reuse : リユース)

新たにごみを出さないため、使えるものは繰り返し使いましょう。

③ 再生利用（Recycle：リサイクル）

大切な資源（古紙類やビン、カン、ペットボトルなど）を正しく分別し、資源化ができる業者に委託しましょう。また、リサイクル商品を積極的に利用しましょう。

（２） 3Rの具体例

Reduce（リデュース）

（事業者の視点）

- ・製品を設計する時に、製品ができるだけ長く使えるように工夫をする（耐久性、修理性等）。
- ・製品設計時に、製品ができるだけ少ない材料、部品等で構成されるように工夫する（省資源化）。
- ・製品を作る時に、原材料を無駄なく効率的に使うように工夫する。
- ・修理、点検等のアフターサービス充実により、製品の長期使用促進に努める。
- ・簡易梱包、簡易包装、詰め替え容器、通い箱等の利用、普及に努める。
- ・機械器具等の手入れ方法や修理方法を工夫して長期使用に努める。
- ・利用頻度の低いものをシェアする仕組み、有効活用する仕組みを作る。
- ・耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選ぶ。
- ・食品ロスを削減する仕組みを作る。

Reuse（リユース）

（事業者の視点）

- ・製品を設計する時に、本体や部品のリユースがしやすいように工夫をする。
- ・使用済製品を回収して本体や部品を再生し、再び新品同様の製品を作り出す。
- ・使用済製品、部品、容器を回収し、再使用する。

Recycle（リサイクル）

（事業者の視点）

- ・製品を設計する時に、使用後のリサイクルがしやすいように工夫をする。
- ・製品をつくる時に、できるだけリサイクル原材料を使う。
- ・使用済みとなった自社製品の回収・リサイクルに努める。
- ・発生した副産物・使用済製品を効率的にリサイクルする。

（３） ごみ減量のメリット

《メリット1》 コストの削減・効率化

廃棄物を削減し、リサイクルを進めることにより、廃棄物処理費用が削減されます。また、有価物の売却収益の拡大を図ることもできます。さらに、廃棄物の発生抑制のための製造工程の改善や流通・在庫管理の合理化により作業の効率化やコストダウンに効果が現れます。

《メリット2》 企業のイメージアップ

地球環境問題に対する社会的な関心が高まっている今、事業者として廃棄物の発生抑制や再資源化率の向上を推進することは、CSR（企業の社会的責任）活動の一部となり、企業ブランドの向上、企業経営基盤の安定化等、企業価値の増大に役立ちます。また、廃棄物の3Rを推進することは地球温暖化対策にも効果があるため、地球環境問題の解決に向けた取組に、大きく貢献することとなります。

《メリット3》 従業員の意識改革

廃棄物の削減など、企業の環境活動に従業員の参加は欠かせません。職場の一人ひとりの取組みによって啓発となり、企業の環境活動も飛躍的に向上します。

《メリット4》 適正処理の推進

産業廃棄物の3Rは、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等を基にして行います。この作業を通じて廃棄物処理や委託処理について理解を深め、不法投棄等のリスクを回避することができます

令和6年4月1日 発行

お問い合わせ先

〒242-0026 大和市草柳三丁目12番1号

大和市環境管理センター施設課

TEL 046-260-5766